令和8年度　第3回
豊前市職員採用試験案内
【保育士】

採用予定日　**令和９年　４月　１日**

受付期間　令和８年１１月２６日（木）から １２月２３日（水）まで

１次試験日　令和９年　１月　６日（水）から　１月２０日（水）まで

※電子申請によりお申し込みください。

１．試験の種類、区分

この試験は、令和９年４月１日採用予定です。

試 験 区 分	採用予定数	受　験　資　格
保育士	２名程度	・昭和６２年 ４月 ２日以降に生まれた方で、保育士資格を有する方（令和９年３月末までに取得見込みの方を含む。） ・今年度豊前市が実施した採用試験を受験していない方

※ 成績が基準に満たない場合は、合格者なしとなることがあります。

■ **地方公務員法第１６条に規定する以下のいずれかに該当する人は受験できません。**

◎拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

◎豊前市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

◎人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

◎日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれらに加入した者

■ **日本国籍を有しない方も受験することができます。日本国籍を有しない人の受験資格等は次のとおりです。**

◎出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条の規定により永住許可を受けた者

◎日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

※ 日本国籍を有しない方が採用された場合、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務への従事が制限されます。

■ 保育士等、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、令和８年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。また、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務等に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ本市としましては、予め、採用までの間に誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。

この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

２．試験日・試験会場

区分	試験の期日	試験の種類	試験会場
第１次試験	令和９年１月６日（水） ～１月２０日（水）	総合適性検査 ・基礎能力検査（約６０分） ・性格検査（約３０分）	全国のテストセンター （会場・日時は各自で選択）
第２次試験	令和９年２月７日（日） ※詳細は第１次試験合格者に通知します。	論文試験 面接試験	豊前市大字 吉木９５５番地 豊前市役所

※　自然災害等により、日程を変更する場合があります。
　　豊前市公式ホームページにてお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。

３．試験の種類

区　分	内　　容	
第１次試験	総合適性検査	豊前市職員として必要な基本的な資質を計る能力検査及び性格検査
第２次試験	論文試験	文章による表現力、総合的判断力、文章構成力、専門的知識等の能力についての作文試験
	面接試験	主として人物についての個別面接による試験

４．受験手続

電子申請によりお申し込みください。

【電子申請】

福岡県や複数の自治体で運営する電子申請サービス「ふくおか電子申請サービス」を利用し、受験申込の受付を行います。

詳細は豊前市ホームページをご確認ください。

※やむを得ない事情により、電子申請による申込みができない場合は、総務課人事秘書係へご相談ください。
（申込み完了まで期間を要しますので、早めにご連絡ください。）

５．テストセンター方式

テストセンター方式とは、予め設定された受験期間中の都合の良い日時及びテストセンター会場を予約受験する方式です。

【テストセンター方式の流れ】

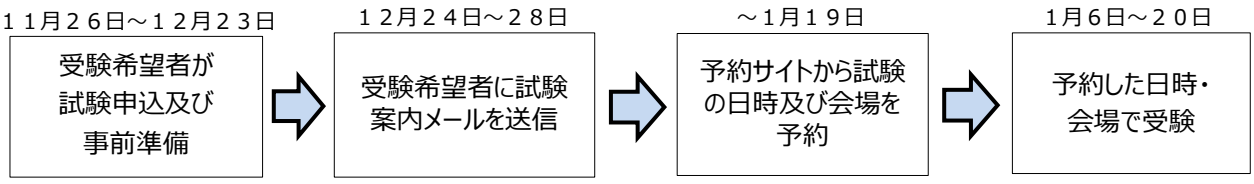

（１）事前準備

受験希望者は受験申込と並行して、１２月２３日（水）までに以下の準備を行ってください。

① 試験案内メールが受信できるように各自でフィルタリングの解除をお願いします。「cbt-s.com」のドメインから送信されるメールが受信できるようにパソコン又はスマートフォンを設定してください。

（２）予約手順

① 受付期間終了後、１２月２８日（月）までに申込書記載のメールアドレスへ試験案内メールを送信します。
このメールには「予約ＵＲＬ」「第１次試験用ＩＤ」「パスワード」等が記載されています。
ＩＤ及びパスワードは再発行を行いませんので、大切に管理してください。

② 試験案内メールが届いたら、「予約ＵＲＬ」から予約サイトにアクセスし、「第１次試験用のＩＤ」及び「パスワード」等の必要事項を入力してログイン後、第１次試験の会場と日時の予約をしてください。

③ 試験予約が完了したら「予約完了メール」が送付されますので、必ず確認してください。
試験予約は選択した試験日の前日の１４時まで変更することができますが、それ以降の変更はできません。
また予約した日に受験できなかった場合は欠席となり、それ以降の再予約はできません。

※試験案内メールが１２月２８日（月）までに届かない場合は、豊前市役所総務課人事秘書係までご連絡ください。

（３）受験

予約した日時・会場で受験してください。会場で本人確認の手続がありますので、**顔写真付きの身分証明書**を必ず携行してください。※上記試験案内メールも必ずご確認ください。

６．合格者の発表

第１次試験合格者発表	１月２６日（火）
最終合格発表	２月下旬予定
掲示場所	豊前市役所　掲示板

豊前市公式ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。なお電話や電子メールによる合否のお問合せはできませんのでご了承ください。
合格者に郵送する合格通知は郵便事故などのため延着、不着となる場合もありますので掲示場所等で確認してください。
第１次試験合格者は発表の日から７日たっても合格通知書が届かない場合は、総務課人事秘書係へ問い合わせください。
※不合格者への通知は致しません。

７．合格から採用まで

・最終合格者は、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載されます。
・採用は原則として令和９年４月１日以降で、必要に応じて任命権者からの請求により、
名簿登載順に提示した人の中から採用者が決定されます。
したがって、登載順位が下位の人は採用が遅れたり、採用されないこともあります。
（原則として６ヶ月間は条件付採用）

８．給与・勤務条件（月額）

《給与》	大学卒初任給	給料月額	232,000	円	程度
	短大卒　〃	〃	219,400	円	程度
	高校卒　〃	〃	206,700	円	程度

※この他に地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が要件に応じて支給されます。
※上位の学歴や職歴等の前歴を有する人は、経験年数等に応じて一定の基準で加算されます。

《例（社会人経験者）》

大卒（通算職務経験１０年の場合）	給料月額	288,200	円	程度
高卒（通算職務経験１０年の場合）	〃	262,800	円	程度

《勤務条件》　勤務時間　８：３０～１７：００
休　日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休　暇　年次有給休暇、病気休暇、産前産後休暇、介護休暇　等
※このほかに特別休暇（結婚休暇、忌引休暇等）、育児休業などがあります。

※勤務条件については配属先によって異なる場合があります。

問合せ先 受付先	〒828－8501　豊前市大字吉木９５５番地 豊前市役所　総務課　人事秘書係 TEL　０９７９－８２－１１１３

■ 別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。